

9. 税金のこと

問い合わせ先…飛騨市役所総務部税務課

☎0577-73-3742

個人の所得に対してかかる税金には、所得税(国税)と市・県民税(地方税)があります。日本に住む外国人にも納税の義務があります。個人が市に納める税金には、市・県民税、軽自動車税、固定資産税などがあり、福祉や教育、ゴミの処理など、さまざまな公的サービスが税金でまかなわれています。

種類	対象者
市・県民税 (住民税)	1月1日現在、市内に住所がある方に前年の所得に基づいて課税されます。
軽自動車税 (種別割)	毎年4月1日現在、原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。
固定資産税	1月1日現在、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に課税されます。
所得税	1月1日から12月31日まで、収入を得た方に課税されます。

◆所得税の納税方法

商売をしている人などは、自分で収入金額や必要経費、税額などを計算して、直接税務署に申告します。これを「確定申告」といいます。これに対し、サラリーマンのように会社から給料やボーナスをもらっている人(給与所得者)の場合は、確定申告は必要ありません。会社が毎月、自動的に給料から所得税を差し引いて納付を行い、納税は完了します。これを「源泉徴収」といいます。

◆税金の払い方

あなたが払う税金は、県税事務所や市役所が計算します。郵便で「*納税通知書」が来ます。税金は決まった日までに払ってください。税金は、一緒に入っている「*納付書」を使って銀行・郵便局・コンビニエンスストアで払ってください。

*納税通知書:あなたが「どれだけのお金を」「いつまでに」「どこで払うか」など、決まったことを知らせるための、県や市役所からの手紙です。

*納付書:あなたが「いつまでに」「いくら払うか」を書いた紙です。

◆納税証明書と所得証明書

納税証明書は、「あなたがいくら税金を払ったか」を市役所が証明(他の人にわかるように)する書類です。所得証明書は、「あなたがいくらお金をもらったか」を市役所が証明する書類です。その年の1月1日に住んでいたところの市役所でもらえます。お金が必要です。在留資格を変えるときや、市のサービスを受けるときに必要となります。

◆税金が払えないとき

あなたが、仕事がなくして税金を払うお金がないときなどは、納付相談(「税金を遅く払うことができますか」とか「お金を分けて払うことができますか」と税務署や市役所などにきくこと)をします。税金を払わないときは、県や市のサービスを受けることができません。在留資格を新しくするとき困ることがあります。岐阜県に払う税金のことは、岐阜県税務所に相談してください。飛騨市に払う税金のことは、飛騨市役所の税務課に相談してください。

◆あなたが自分の国に帰るとき

あなたが自分の国に帰るときや、外国に行って日本に戻ってこないときは、日本を出る前に税金を全部払わなければなりません。全部払えないときは、日本を出る前にあなたの代わりに払う人を決めて、税務署や市役所に届を出さなければなりません。